

ときがわ町職員措置請求書

ときがわ町関口定男町長に関する措置請求の要旨

1. 請求要旨

交際費の不当な支出

ときがわ町の関口定男町長による町長交際費支出の中に不当な支出が1件あります。

町長には、公務に伴う「公的な交際」に必要な経費を社会通念上許される範囲内で交際費として支出することが認められていますが、町が公表している「ときがわ町町長交際費支出内訳書」によると、平成23年6月17日に「書道家金田石城氏展覧会オープニングセレモニー」に対して1万円が支出されています。

不当性の根拠

- イ)「ときがわ町町長交際費支出基準に係る内規」の「2 その他」では「町長が特に支出する必要があると認められるもの」の支出ができるとしているが、金田石城氏という私人の私的な催しに対する交際費の支出決定は、町長という地位の濫用に当たり不当である。
- ロ)本件支出は私的交際を無原則に拡大したものとして、町民からの批判を受けたばかりでなく、町から金田氏に対する利益供与などを疑わせる根拠の一つとなった。町政に無用な軋轢を生じさせ不当である。

請求する措置

関口定男町長が平成23年6月17日に「書道家金田石城氏展覧会オープニングセレモニー」に対して支出した金額1万円の全額は公金の不当な支出であるので、町庫への返還の必要な措置を講ずることを求めます。

2 請求者

(住 所) ときがわ町番匠359 - 2

(職 業) 自営業

(氏 名)

- 3 地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成24年6月14日

ときがわ町監査委員 田中正直 様

ときがわ町監査委員 鳥越準司 様